設備投資等

農業企業立地促進事業費補助金

農業法人の規模拡大や本県への農業参入に係る企業立地を促進します。

対象者	農業を営む事業者
補助の要件	・投資額(投資にかかる固定資産額の総額)が5,000万円以上であること ・雇用保険の対象となる者のうち、高知県内に居住する常用雇用者(※)を操業開始後１年以内に５人以上新たに雇用すること ・企業指定(補助の資格認定)を受けた日から３年以内に操業を開始すること (※)１週間の所定労働時間が20時間以上で６ヶ月以上の継続雇用が見込まれる者
対象経費	・土地の取得費 ・減価償却資産の取得費 ・専門知識や技術を有する人材の委託等に要する経費
補助率	補助対象経費×10～40%以内 ・国事業を活用した施設整備：10%以内(上限額あり) ・国事業を活用しない施設整備：25%以内 ただし、次世代型ハウスに限り、一定の正社員を増やす場合は40%以内 ・土地の取得：25%以内 ・専門知識や技術を有する人材の委託等に要する経費：定額(委託等100万円以内)
雇用奨励	県内新規雇用者数×100万円(正規)又は80万円(非正規) ※１週間の所定労働時間が30時間以上で６ヶ月以上継続雇用された者
相談受付期間	随時受け付け
お問い合わせ先	高知県農業振興部農業イノベーション推進課(企業参入推進担当) ＴＥＬ：088-821-4583 E-mail：160601@ken.pref.kochi.lg.jp ＵＲＬ：https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/160601